（電磁的方法による承諾）

第十二条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により交付等の相手方に示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第三十号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

文部科学大臣　関　芳弘

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及びデジタル教科書検定調整専門官）	（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官）
第三十一条　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及びデジタル教科書検定調整専門官それぞれ一人を置く。	**第三十一条**　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官それぞれ一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　教科書制度改革専門官は、教科用図書に関する制度の改革に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。	3　教科書制度改革専門官は、学習者用デジタル教科書（学校教育法施行規則第五十六条の五第一項に規定する教科用図書代替教材をいう。）の導入その他の教科用図書に関する制度の改革に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。
4　［略］	4　［同上］
5　教科書検定調整専門官は、教科用図書の検定に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整（デジタル教科書検定調整専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。	5　教科書検定調整専門官は、教科用図書の検定に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。
6　デジタル教科書検定調整専門官は、電磁的な方式による教科用図書の検定に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。	［項を加える。］
（極域科学企画官）	（深海地球探査企画官及び極域科学企画官）
第六十五条　海洋地球課に、極域科学企画官一人を置く。	**第六十五条**　海洋地球課に、深海地球探査企画官及び極域科学企画官それぞれ一人を置く。
［項を削る。］	2　深海地球探査企画官は、命を受けて、深海に関する基盤的研究開発の推進に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
2　［略］	3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。